

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	別府市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和7年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、153の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき健幸部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いきいき健幸部 健康推進課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-2188 MAIL:hpd-hw@city.beppu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者から、マイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット紹介は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)への補間	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム利用者を限定し、端末へのアクセス管理とシステムへの指紋認証によるアクセス管理を行っている。また、特定個人情報をUSBメモリにデータ移行できる端末及び使用できるUSBメモリを限定するとともに、使用できるUSBメモリにはパスワードを設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	1 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	いきいき健康部 健康づくり推進課 〒874-0831 大分県別府市西野口町15番33号 TEL0977-21-1117 MAIL:hp-d-hw@city.beppu.lg.jp	いきいき健康部 健康推進課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-2188 MAIL:hp-d-hw@city.beppu.lg.jp	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(課名等の変更)
令和3年9月1日	1 関連情報 5 詳細実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	いきいき健康部健康づくり推進課 健康づくり推進課長	いきいき健康部健康推進課 健康推進課長	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(課名等の変更)
令和3年12月20日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 別表第2の主務省令第59条の2	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第59条の2	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月13日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表126の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和6年9月13日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第59条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第59条の2	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、153の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26、26、153、154の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和7年9月3日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	再実施
令和7年9月3日	IIしきい値判断項目 2取扱数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	再実施
令和7年9月3日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への変更)
令和7年9月3日	IVリスク対策 9 人手を介在させる作業 判断の根拠		申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者から、マイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット紹介は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)への補間	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への変更)
令和7年9月3日	IVリスク対策 11 最も優先順位が高いと考えられる対策 最も優先順位が高いと考えられる対策		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への変更)
令和7年9月3日	IVリスク対策 11 最も優先順位が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への変更)
令和7年9月3日	IVリスク対策 11 最も優先順位が高いと考えられる対策 判断の根拠		システム利用者を限定し、端末へのアクセス管理とシステムへの指紋認証によるアクセス管理を行っている。また、特定個人情報をUSBメモリにデータ移行できる端末及び使用できるUSBメモリを限定するとともに、使用できるUSBメモリにはパスワードを設定している。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への変更)